

重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	特定非営利活動法人 絆.jp
所 在 地	〒665-0054 兵庫県宝塚市鹿塩1丁目4番16号
連 絡 先	電話 0798-54-1221 ファックス 0798-54-2626
代 表 者	佐々木 基文
設 立 年 月 日	平成22年12月21日

2 事業所の表示

事 業 所 名	特定非営利活動法人 絆.jp きずな
指定事業者番号	2871102451
事業所所在地	〒665-0054 兵庫県宝塚市鹿塩1丁目4番16号
連 絡 先	電話 0798-54-1221 ファックス 0798-54-2626
開 設 年 月 日	平成23年3月1日
代 理 受 領 契 約	宝塚市

3 事業の責任者

責任者役職	特定非営利活動法人 絆.jp きずな 管理者
責任者氏名	西家 章

4 事業実施地域

- ① 通常の実施地域は宝塚市内とする
- ② 事業実施地域以外に居住する利用者のうち、遠隔地については別に定める送迎費用をいただきます。

5 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

特定非営利活動法人 絆.jp きずなは適切な運営を確保するため利用人員、介護関係職員及び運営方法等に関する事項を定め、生活相談員及び介護に従事する職員等が、常に社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 特定非営利活動法人 絆.jp きずなの生活相談員及び介護職員等は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活全般にわたって援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、宝塚市及び保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスに努めます。

6 職員

特定非営利活動法人 絆.jp きずなは運営規定のとおり職員を配置し、介護に万全を期します。

7 苦情相談窓口・営業日・料金支払い等

①サービス提供に関する苦情や相談は、次の相談窓口でお受けします。

窓口受付時間	午前9時～午後5時
相談方法	電話・ファックス・面談・文書
受付電話番号	電話 0798-54-1221 ファックス 0798-54-2626
担当責任者	西家 章
時間外対応	留守番電話にて対応
営業日	月曜日～木曜日（ただし8/13～8/15,12/29～1/3を除きます）

②サービス提供への苦情や相談は、次の苦情受付期間に申し立てることができます。

苦情受付機関	宝塚市健康福祉介護保険課
電話番号	0797-77-2136

苦情受付機関	兵庫県国民健康保険団体連合会
電話番号	078-332-5617

8 サービス提供日

営業日	月曜日 水曜日（ただし8/13～8/15,12/29～1/3を除きます）
時間	午前9時30分～午後4時00分

9 ご利用料金支払い期日

翌月17日まで

10 緊急時等の対応方法

① サービスを提供中に、利用者の体調や容体の急変その他の緊急事態が発生した場合は、次表の主治医や緊急連絡先（家族等）へ速やかに連絡するなど、必要な措置を講じます。

主治医	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の名称、医師名 ・所在地 ・電話番号
緊急連絡先 （家族等）	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名（利用者との続柄） ・電話番号

③ サービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、利用者の家族、担当の支援センター、宝塚市等へ速やかに連絡します。

1.1 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な計画に基づき、事務所の管理者を防火責任者として必要な訓練を次の通り実施しています。また、事業所には、消防法上必要な設備を設置しています。

防災訓練	年1回	避難訓練	年1回	通報訓練	年1回
------	-----	------	-----	------	-----

1.2 苦情処理（別紙）

利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要によります。

1.3 秘密の保持

- ① 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます（職員へ誓約書を提出させる）。
- ② 事業者および職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておきます。

1.4 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

1.5 身体的拘束等の適正化推進

- ・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととする。
- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

1.6 業務継続に向けた取組

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行うこととする。

1.7 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行うこととする。

1.8 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行うこととする。

